

脱炭素社会、カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に寄与する新たな技術開発やビジネスの創出など、市内企業のグリーン・イノベーションの取組を支援します。

事業概要

対象事業

以下、4つのグリーン・イノベーションの取組が対象です。

対象	内容
1 脱炭素関連商品・技術・サービス開発モデル	脱炭素関連の新たな商品や技術・サービスの開発による新ビジネス創出につながる事業
2 次世代エネルギー利活用モデル	水素・バイオ燃料・ペロブスカイト太陽電池等の利活用事業
3 脱炭素業界モデル	農林水産・観光・商業・サービス・運輸・建設分野などの脱炭素化を先導する事業
4 地域循環社会モデル	脱炭素に加え、資源循環・自然再興に寄与する持続可能な地域づくりにつながる事業

対象事業者

以下、ア～ウのいずれかに該当し、市税を完納している者

ア 市内に住所又は事務所を有する事業者

イ 新たに市内に住所又は事務所を置き、事業を開始しようとする事業者

ウ ア又はイに該当する者を1人以上含み、2者以上の者で組織された共同体※

※共同体のうち、市内事業者を補助金の申請・受領等を行う「管理事業者」として指定していただきます。

補助対象経費

- (1) 原材料・部品等購入費
- (2) 開発設計費（対象経費の総額の2分の1を超えないこと。）
- (3) 産業財産権等導入・取得費（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）
- (4) 外注委託費（試験委託費、調査研究委託費等）
- (5) 技術指導導入費（大学・研究機関・専門機関等からの技術指導を受ける場合の謝金等）
- (6) 販路開拓費（市場調査費、広告宣伝費、印刷製本費等）
- (7) 交通費（国内の出張費）
- (8) 借損料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場借料）
- (9) 消耗品費（耐用年数1年未満のもの、1件10万円未満のもの、開発に直接必要なものに限る。）

補助金額

上限 400 万円（対象経費の1/2以内）

スケジュール

- | | |
|----------|--|
| 1. 事前連絡 | 申請を検討される方は、 <u>事務局まで事前に連絡ください。</u> |
| 2. 申請期間 | <u>令和8年10月30日（金）17時まで</u> ※締切まで随時受付 |
| 3. 審査会 | 申請受付後、2～3週間を目途に開催します |
| 4. 交付決定 | 審査会を経て決定します |
| 5. 事業実施 | 補助対象期間は、交付決定日から <u>令和9年2月28日（日）まで</u> |
| 6. 実績報告 | 事業完了後10日以内に実績報告書を提出（最終期限令和9年3月10日）
※必要に応じて、補助事業者に補助事業の成果について、市主催のイベント等でプレゼンテーションを行っていただきます。 |
| 7. 補助金振込 | 令和9年4月（予定） |

申請に必要な書類一覧

- ① 交付申請書…1部
- ② 見積書の写し…1部
補助対象経費のうち、1件(1項目)の経費が50万円以上のものについて、単価、数量、規格、メーカー、型番等詳細がわかる見積書を添付。ただし、「開発設計費」と「交通費」については提出不要。
- ③ 事業概要(企業・製品パンフレット等)…各1部
- ④ 直近1期分の決算関係書類(決算書または確定申告書)…1部
決算書については、貸借対照表及び損益計算書を添付。
- ⑤ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
または市民税・県民税特別徴収未実施理由書…1部
- ⑥ その他(製品や申請者に関する補足資料等)…1部

※管理事業者については、①～⑥すべてを提出。共同申請者については、③のみ提出。

補助要件や手続きの詳細については、浜松市ホームページに掲載されている「**募集案内**」をご確認ください。

「浜松市公式WEBサイト」⇒「創業・産業・ビジネス」
⇒「カーボンニュートラル」⇒「浜松市のカーボンニュートラル政策」
⇒「浜松市グリーン・イノベーション推進事業費補助金」



https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/green_innovation/subsidy.html

【問合先】 浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本館6階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp